

林業就業促進資金

～ 林業就業促進資金は無利子の融資です～

○資金の内容

新たに林業に就業しようとする者、または、新たに林業従事者を雇用しようとする事業主（滋賀県知事の認定を受けている事業主）に、就業に必要な研修や就業準備に必要な資金を無利子で貸し付けます。

○資金の種類

- 就業研修資金
- 就業準備資金

○貸付対象者

新たに林業に就業することが確実な者、および、新たに林業従事者を雇用することが確実な認定事業主

○貸付限度額

	就業研修資金	就業準備資金
新規就業者	月額5万円～15万円	150万円
認定事業主	雇い入れる者1人につき月額4万円～12万円	雇い入れる者1人につき120万円

○金利

無利子

○償還期間

- 新規就業者 20年以内（うち据置期間4年以内）
- 認定事業主 13年以内（うち据置期間4年以内）

○取扱期間

滋賀県林業労働力確保支援センター（滋賀県造林公社）

○担保および連帯保証人

取扱期間が定めるところによります。

○手続き等

借入を検討されている方は、林業労働力確保支援センターへご相談ください。

【問い合わせ先】

滋賀県林業労働力確保支援センター TEL 077-522-0307